

高知県宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条及び高知県企業立地促進要綱（以下「促進要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、高知県宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 補助金は、促進要綱第3条第1項の規定に基づく指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）が当該指定に係る工場等（以下「指定工場等」という。）の新設又は増設（以下「新增設」という。）をする際、第4条に掲げる経費について予算の範囲内で助成することにより、宿毛湾港工業流通団地への企業立地を促進するとともに、産業の発展及び雇用機会の拡大を図り、宿毛湾港の利活用及び宿毛湾港周辺地域の発展に資することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、指定企業のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宿毛湾港工業流通団地に立地する者
- (2) 別表付表に掲げる対象業種等区分に該当する者
- (3) 企業指定の日から原則として3年を経過する日までの間に指定工場等の操業を開始しようとする者

(補助対象事業、補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に掲げるものとし、補助要件、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 用地取得事業 土地の取得に要する経費
- (2) 施設等整備事業 建物及びその附属設備の取得に要する経費並びにその他の減価償却資産の取得に要する費用
- (3) 港湾施設整備事業 港湾施設の整備に要する経費
- (4) 福利環境施設整備事業 福利環境施設の整備又は取得に要する経費
- (5) 新規雇用促進事業 県内新規雇用者の雇用に要する経費

2 前項第2号から第4号までに掲げる経費には、法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引によるものを含むものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、新增設事業の着手予定日（用地の取得又は借上げ（以下「取得等」という。）を伴う場合は当該用地の取得等に係る契約を締結しようとする日、用地の取得等を伴わない場合は建物建設工事を開始しようとする日とする。）の15日前までに別記第1号様式による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合の提出期限は、この限りでない。

- (1) 競売により土地を取得しようとする場合

- (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合
- 2 補助対象事業者は、交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 補助事業実施計画書
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金の交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により当該補助対象事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 知事は、補助対象事業者が前項ただし書各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助対象事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (2) 補助事業の実施に当たっては、前条第1項ただし書各号のいずれかに該当すると認

められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（補助金の変更交付の申請）

第8条 補助対象事業者は、交付決定通知書を受領した後において、補助事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当した場合は、速やかに別記第4号様式による補助金の変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の増額が明らかになった場合
- (2) 補助事業の内容が変更になることが明らかで、知事が特に必要と認める場合

2 補助対象事業者は、変更交付申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業変更実施計画書
- (2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 知事は、前項の変更交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、補助金の変更の交付を決定し、別記第5号様式による補助金の変更交付決定通知書により当該補助対象事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象事業者は、第6条の規定により補助金の交付の決定の通知があった場合において、交付決定の内容及びこれに付された条件等に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該補助金の交付の決定を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業に係る届出）

第10条 補助対象事業者は、補助事業に関し、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当したときは、当該各号に掲げる書類を速やかに知事に提出しなければならない。

- (1) 指定工場等の工事に着手及び工事が完了したとき

別記第6号様式による指定工場等新設（増設）工事着手（完了）届出書

(2) 指定工場等の操業を開始したとき

別記第7号様式による指定工場等操業開始届出書

(概算払)

第11条 規則第14条ただし書の規定に基づき、知事は、補助金を概算払することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、次の各号に掲げる日のうち、いずれかの日から起算して30日を経過した日までに別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 指定工場等の操業を開始した日

(2) 減価償却資産の取得等が完了した日

(3) 県内新規雇用者の雇用を達成した日

(4) 県内新規雇用者のうち最終の補助対象雇用者の雇用期間が6ヵ月を経過した日

(5) 別表に掲げる業種等区分2(1)地域資源活用型産業を適用する補助対象事業においては、要件に定める証拠書類を取得した日

3 前項の概算払請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業実績調書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第9号様式による補助金の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を補助事業が完了した日（前条第2項の各号に掲げる日のうちいずれか遅い日）から起算して30日を経過する日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業実績調書

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(繰越承認申請)

第13条 補助対象事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記第10号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、別記第11号様式による繰越承認通知書により当該補助対象事業者に対して通知するものとする。

3 補助対象事業者は、前項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第12号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第14条 知事は、実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、別記第13号様式による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第15条 知事は、補助対象事業者が次の各号に掲げるいずれかの事項に該当するときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の内容、条件その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 第6条ただし書各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 指定企業の要件を欠いたとき。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助対象事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第17条 補助対象事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。